

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)に  
当日は、  
翌日)

## 目次

### ◇告

健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法等による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

土地配分計画の作成

土地改良区の役員の就任又は住所若しくは氏名の変更

土地改良区の清算人の就任

土地の用途廃止

### ◇公

告 昭和四十二年度鳥取県職員採用上級試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第三百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採 点 数 表 用
井上内科医院	米子市 中島三の五	小児科	井上 淳一	昭和四十二年 五月一日	乙表 点数表
大谷 医院	八頭郡 若桜町若桜	小児科、内科	大谷 明	"	"
大家 医院	鳥取市 吉方町二丁目	内科、呼吸器科、循環器科、外科	大家 隆金	九日	"
大塩内科医院	" 若桜町	内 科	大塩 令二	"	"
車尾診療所	米子市 車尾九〇四	小児科	長谷川柳二	一日	"
渡辺 医院	米子市 大篠津町	内 科	渡辺惣之助	九日	"
遠藤 医院	八頭郡 智頭町郷原	産科、外科、内科	遠藤 順三	"	"
三代歯科医院 北条分院	東伯郡 北条町弓原	歯 科	三代 一成	一日	歯科 点数表
岸田歯科医院	境港市 京町四二	"	岸田 実	六日	"
木山歯科医院	米子市加茂町 一丁目三一	"	木山 威宏	一日	"

### 鳥取県告示第三百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十二年五月一日から適用し、昭和四十一年五月鳥取県告示第二百六十六号（健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について）は、廃止する。

昭和四十二年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

看護料支給基準

看護の給付対象者	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
一 コレラ患者、痘瘡患者、発疹チフス患者及びベスト患者	一、八三〇円	一、四七〇円	—
二 一に掲げる患者以外の法定伝染病患者、急性灰白髄炎患者、開放性結核患者、結核病棟に収容された非開放性結核患者及び精神病患者	一、四六〇円	一、一八〇円	一、〇二〇円
三 一及び二に掲げる患者以外の患者	一、二二〇円	九八〇円	八五〇円

備考

- 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たり看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

鳥取県告示第三百五十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十二年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病予防のため
- 実施する区域、別表のとおり
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 結核病検査及びブルセラ病検査
  - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛及びこれら

の牛と同一構内で飼育されている牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- ピロプラズマ病検査及びだに駆除
 

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 実施の期日 別表のとおり
- 検査の方法
  - 結核病検査 ツベルクリン反応
  - ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
  - ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
  - だに駆除 BHC散布

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
六月 五日	関金町	明高、清水、荒田、今西、崎山検診場
六月 十三日	三朝町	坂本、片柴、吉田、横手
六月 十四日	〃	大柿、森、木泉
六月 十九日	東伯町	中津原、三本杉、別宮
六月 二十日	赤碕町	山川、山川木地、大父木地、大父
六月 二十三日	東伯町	〃
六月 二十七日	東伯町	宮場、上法万、法万

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
六月 八日	南上坂	坂検診場

鳥取県告示第三百五十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次の

九日	江府町	下敷屋	〃
十日	溝口町	岩立	〃
十二日	江府町	大平原、東山	〃
十三日	日南町	細谷、笠木	〃
十四日	〃	豊栄	〃
十五日	江府町	栗尾	〃
十九日	日南町	中萩、阿尾縁	〃
二十日	江府町	宮市	〃
二十二日	〃	池之内	〃
二十三日	日南町	花口、東の原	〃
二十七日	日野町	奥渡	〃
二十八日	日南町	中津合	〃
八日	中山町	萩原	〃
九日	〃	〃	〃
十日	岸本町	小林	〃
十二日	〃	〃	〃
十五日	大山町	香取	〃
十六日	〃	〃	〃
十七日	〃	〃	〃
二十日	名和町	神田	〃
二十二日	中山町	高橋、庄田	〃

とおり告示する。

昭和四十二年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

計	土地	区分 地名 (工区)	所在地		団 体	摘 要
			市 大字	倉吉 国府		
〃	〃	高城(下福田)	〃	尾原	一口	用途 道路敷地
〃	〃	(服部)	服部	〃	〃	
〃	〃	(〃)	今在家	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	
計			一三三、五〇〇			

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が、退任し、就任し、又は役員住所若しくは氏名に変更が生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大倉土地改良区

変更した役員の名

変更前

理事 松田政雄 東伯郡大栄町大字原四四七番地の一

変更後

理事

松田正雄

東伯郡大栄町大字原四四七番地の一

安田土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	足立宗晴	東伯郡赤碕町大字太一垣
"	村本国光	笠津
"	宮代薫	"
"	入江勇	"
"	田中重光	梅田
"	大本茂蔵	光
"	大本栄市	"
"	豊嶋政雄	"
"	田中秋久	笠津
"	高塚芳蔵	"
"	石賀静男	湯坂
"	秦野禎七	尾張
"	北村猛	"
"	田中一夫	八幡
"	永田久芳	"
"	福田保蔵	笠津
"	福田重善	八幡
"	永田重善	"
"	真山栄吉	光

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理事	足立宗晴	東伯郡赤碕町大字太一垣一六五番地
"	村本国光	笠津五八三
"	宮代薫	二五六
"	入江勇	二七七
"	田中秋久	九九八
"	田中重光	梅田一五三
"	大本茂蔵	光二五一
"	大本栄市	二五七
"	高塚芳蔵	二七六
"	秦野禎七	湯坂六八
"	石賀静男	一六四の一
"	北村猛	尾張一七二
"	田中一夫	一三一
"	永田久芳	八幡一、一〇六
"	泰野種夫	一、〇五七
"	福田保蔵	湯坂三六
"	福田重善	笠津三八〇
"	永田重善	八幡一、〇四一
"	真山栄吉	光二七三

昭和四十二年三月二十九日の選挙により当選し四月十七日就任 任期二年

天津土地改良区

変更が生じた役員の名及び住所

変更前

理 事	長 尾 友 典
秦 柳 寿 郎	
井 原 一 雄	
	西伯郡西伯町大字阿賀二一五番地 福成三〇八五

変更後

理 事	亀 尾 友 典
秦 柳 寿 郎	
井 原 一 雄	
	西伯郡西伯町大字阿賀二一五番地の一 福成三〇八五

鳥取県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日吉津村土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理 事	富 田 常 一	西伯郡日吉津村大字日吉津四四二番地
沢 村 寛 一		三九八
松 本 種 男		四四一
佃 久 四 郎		四五四

大谷誠一	四〇四
清水隣平	三九八
中井定利	三七二
長谷武	九〇五
長谷川和人	九一三
岡島明好	七五一
橋井章一	七二〇
橋田明道	一、五八一
高井唯之	一、二〇四
小山善市	富吉一、〇八三
福岡健三	今吉六〇

昭和四十二年四月十一日解散認可に伴い同年四月二十一日就任 任期は清算終了まで

鳥取県告示第三百六十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年五月二十六日から用途廃止した。

昭和四十二年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積	用 途
東伯郡東伯町大字保字北市場三二番四地先から三番一地先まで	一一一・〇四	道路敷
三四番地先から三番一地先まで	一四四・五二	
三二番一地先から三番三地先まで	四九・二九	
三二番三地先から三番四地先まで	一〇・二一	

公 告

昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日
昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日
昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日
昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日	昭 和 4 2 年 5 月 2 6 日

昭和42年度鳥取県職員採用上級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和42年5月26日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

1 試験区分及び採用予定人員

試 験 区 分	採用予定人員
行 政 業 業	約 2 名
農 業 業	約 9 名
林 業 業	約 2 名

2 受験資格

(1) 男女の別を問いませんが、次のアからエまでのいずれかに該当する者が受験できます。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を昭和40年3月以降に卒業した者又は昭和43年3月31までに卒業する見込みの者で、昭和12年4月2日以降に生まれたもの

イ 学校教育法による短期大学を昭和40年3月以前に卒業した者で、昭和15年4月2日以降に生まれたもの

ウ 人事委員会がア又はイに該当する者と同等と認めた者

エ ア、イ又はウに掲げる者のほか、昭和15年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

教養試験、専門試験及び総合試験を大学卒業程度に行行ないます。

ア 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能(判断推理、数的処理、文章理解、資料解釈等の能力)及び教養(社会、人文、自然等の知識)について、択一式により行行ないます。

イ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行行ないます。なお、試験問題は、それぞれ次の分野から出題されます。

00102

試験区分	分野
行政	政治学、社会政策、行政学、法学概論、憲法、行政法、民法、経済原論、財政学、経済政策、経済事情
農業	栽培学概論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物生理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	林業政策、森林經理、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学

ウ 総合試験 試験区分ごとに職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述式により行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

ア 試験日時 昭和42年7月23日(日) 受付時間 8時30分から9時まで  
試験開始 9時10分から

イ 試験場 鳥取県立鳥取西高等学校(鳥取市東町2丁目123)

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験、専門試験及び総合試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び総合試験のうち、いずれかが一定の合格の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和42年8月8日(火)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健

康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

ウ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 試験日及び試験地

昭和42年8月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和42年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて高ポイント順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は、原則として給料月額22,100円(おおむね採用後1年目24,500円)と初任給調整手当を支給されますが、経歴年数のある者は、その経歴年数に応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、通勤手当、期末・勤励手当(年間、給料、扶養手当の約4.3月分)等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手

のないものは送付しません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはつてください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和42年6月1日(木)から昭和42年6月30日(金)午後5時まで。郵送の場合は、昭和42年6月30日(金)午後5時までの着信のものに限ります。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

8 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。